

# Network Ashiya

**販路開拓  
新規顧客獲得**

国の補助金で

に取り組む！

小規模事業者持続化補助金

募集開始！

補助上限額

**50万円**

昨年に引き続き、「小規模事業者持続化補助金」の募集が11月4日より開始されました。「小規模事業者持続化補助金」とは、小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成すると、国が販路開拓費用の2/3を補助するというものです（補助上限額：50万円※条件があれば100万円）。これまで芦屋町で採択された事業所数は、過去3年間で延べ68件にのぼりますが、採択事業所のうち、**70%を超える事業所で売上が増加し、8割以上が新規の取引や顧客開拓に結びついた**という結果が出ています。また、**経営計画を作成したことで「自社の強みが明らかになった」「事業の見直しを行うきっかけになった」と**いった声を多数いただいております。皆さまの事業が今後も持続的に発展していくために、商工会にて申請のお手伝いをいたしますので、ご興味をお持ちの方は商工会（☎222-2111 担当：武谷、吉岡）まで、この機会に奮ってご応募ください！

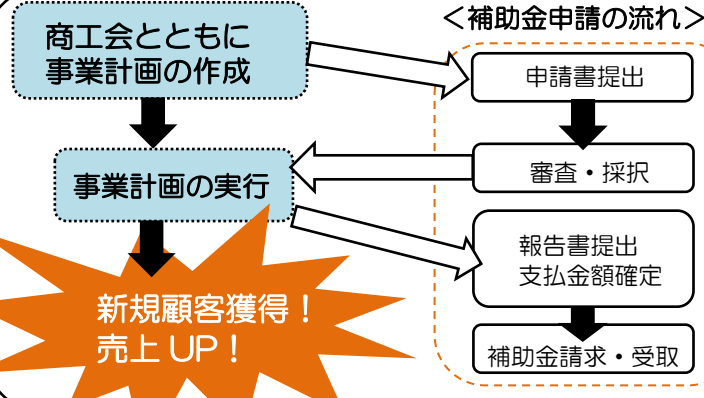
**●対象となるのは？**

商工会地区で事業を営む小規模事業者

**●対象となる例**

- ①販促用チラシの作成・配布 ②ホームページの作成
  - ③看板・のぼり旗等の販促ツールの作成
  - ④店舗の改装工事 ⑤広告掲載
  - ⑥展示会への出展 ⑦商品サンプル、試作品、商品パッケージの作成等
- ※単なる備品の購入、改装工事ではなく、現状の課題等をクリアするための具体的計画が必要になります。

**●申込期限 平成29年1月16日(月)**(※申請締切日はH29.1/27ですが、書類作成等の時間を考慮して1/16受付分までとさせていただきます)



事業計画の作成は、  
商工会の経営指導員が  
サポートします！  
(丸投げ、代行は不可)



Vol. 2

## 商工会と一緒に 事業計画を作成しがんばる事業所紹介

第2回目の事業所は、  
車で移動販売をしている  
「金田食品」さんです♪

**【事業所の紹介】**

事業所名 金田食品  
 代表 金田 新一郎 (加祢) シンイチ  
 住所 八幡西区永犬丸南町 1-10-20  
 ☎093-612-0222

**【事業の概要】**

創業 2000年。  
 焼き鳥、たこ焼、サターアンダーギー  
 などの車両出張移動販売



**【経緯】**

商工会と一緒に販路開拓に取り組む事業所が利用できる上記の“小規模事業者持続化補助金”（最高50万円）の存在を本会報誌で知り、商工会に相談。申請に際し、事業計画の作成が必要であったため、自社のビジョンを踏まえた事業計画を作成。補助金の採択を受け、以下の内容に取り組んだ。

**【取り組んだ内容】**

主な内容は以下の2点。

**①焼鳥用の焼台の購入。**

⇒焼台が1台しかないため、焼鳥が最も売れる時間帯に多くの機会ロスを生んでいた。そのため、焼台を1台購入し、同時に焼ける焼鳥の本数を増やすことで売上アップを図った。

**②移動販売車両に掲示する横断幕の作成。**

⇒多くの来場者が訪れるイベント時の出店では、お店の“顔”となる販促物の存在が集客の鍵。そこで販売品目が一目でわかる“特製のロゴ入り横断幕”を作成。遠くからでもお客様の目に留まりやすいPR力の強化を図った。

**【効果】**

焼台を増やせたことで、課題であった**ピーク時の生産量が飛躍的に増加**。従来は、ほとんど対応できなかった“まとめ買い”のお客様の注文にも応えられるようになったことで、**回転率の上昇と、機会ロス的大幅な減少に成功**。横断幕の効果と相まって売上のアップに繋げることができた。



合計4種類の横断幕を作成

**経営者の声**

“事業計画の作成”が必要と言われたときは、正直大変だなと思いましたが、実際にやってみると今まで自分の頭の中だけにとどまっていた課題やビジョンが浮き彫りになり、今何をすべきなのか、はっきりと認識することができました。今後もこの経験を活かして、更なる経営力アップに繋げていきたいです。

### 新規会員事業所のご紹介

去る10月7日(金)に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
お好焼 はらだ 原田 修	芦屋町大字芦屋 1091-4	お好焼販売
鋭明工産 木原 行康	芦屋町大字山鹿 1238-65	基礎工事
Prima 梨花 中里 優子	小倉北区魚町 2-2-21	化粧品 小物小売販売

H28 補正

### 「ものづくり補助金」のご紹介

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う事業者の設備投資等を支援する補助金です。興味、関心のある方は商工会（☎222-2111）までご連絡ください。

- 受付開始 平成28年11月14日(月)
- 申込受付 平成28年12月15日(木)(※申請締切日はH29.1/17ですが、書類作成等の時間を考慮して12/15受付分までとします)

### 新春会員親睦・名刺交歓会開催日決定！

恒例の“新春会員親睦・名刺交歓会”を下記日程で開催します！

- 開催日：平成29年1月11日(水)
- 時間：18:30～
- 会場：マリンテラスあしや

※詳細は、後日案内文書でお知らせします。



### 「ここにこ商品券」 換金期限の お知らせ

「ここにこ商品券」の換金期限は下記の通りです。換金期限が過ぎた商品券は換金できませんので、くれぐれもご注意ください。

換金期限  
平成29年  
1月20日(金)



## 第7回「筑前芦屋はしご酒祭り」を開催しました！

去る10月27日(木)～11月3日(木)の8日間にかけて、町内飲食店38店舗が参加した第7回「筑前芦屋はしご酒祭り」を開催しました。このイベントは、参加者は新しいお気に入りのお店を発見し、参加店は新規の馴染み客を増やしてもらうことで、町内飲食店の活性化に繋げることを目的に商工会が主催で開催しています。今年は、より多くの方々に芦屋町と飲食店の魅力を知ってもらいたいという思いから開催概要の大幅な見直しと変更を行い実施いたしました。一時は参加店舗が集まらず開催も危ぶまれましたが、結果的に昨年の2倍近い参加者893人(昨年は453人)にて町内を大いに賑わせ、新聞社等のマスメディアでも紹介されました。



### ～商業部会からのお知らせ～

商業部会が毎年実施している歳末大売出し大抽選会は予算等を含む諸事情のため今年度は実施いたしません。今年度の事業として、商店街を中心とした店舗や商品、サービス等の情報発信事業を検討しています。

### ～11月は「労働保険適用促進強化月間」です～

労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇用している事業主は、政府が管掌する労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。また、加入がお済でない事業主の方は芦屋町商工会(☎222-2111)または所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きを行ってください。

☎お問合せ先☎ 福岡労働局総務部労働保険徴収課 ☎092-434-9835

平成29年  
1月1日より

### 65歳以上の方も 雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き適用除外です)。

- 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
- 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

(※1)65歳に達した日の前日から引続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者

☎お問合せ先☎ ハローワーク八幡 ☎093-622-5566

## 福岡県“特定”最低賃金改定のお知らせ

福岡県の最低賃金が下記の通り改定されます。

特定最低賃金(1時間当り)		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	903円	平成28年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	857円	
輸送用機械器具製造業	880円	
百貨店、総合スーパー(※)	824円	
自動車(新車)小売業	870円	

(※)衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの。



“特定”最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間765円)が適用されます

☎お問合せ☎福岡労働局労働基準部監督課賃金室(☎092-411-2633)

## 年末年始休館のお知らせ



商工会は、平成28年12月29日(木)～平成29年1月3日(火)まで休館いたします。年内最後の商品券の換金日は12月27日(火)の10時～16時迄です。また、年明けは1月6日(金)10時より換金事務を開始いたしますので、お急ぎの方は、お早目に換金をお済ませください。ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 「ファミリーフィッシング in アクアシアン」を開催しました！

芦屋町商工会青年部は、去る11月13日(日)にレジャープールアクアシアンにて「ファミリーフィッシング in アクアシアン」を開催しました。このイベントはプールに3,500匹のニジマスを放流し、1,000人の親子に釣り体験をしていただくという企画です。昨年に続き2回目となる今回は、魚の数も釣り体験参加者の数も倍以上！参加者のほとんどは町外から来られた方で、総来場者数は2,000人を超えました。大物賞として、30センチオーバーの魚を釣り上げると、釣具セット等の景品が当たる抽選会や、釣り上げた魚をその場で食べられるBBQコーナー、たこ焼き等の飲食ブース、さらに風船割りゲームや輪投げ、釣る宝探し等のアトラクションも用意。大いに賑わいました。



## “親睦バスハイクツアー”を開催しました！

会員、家族、従業員の方の親睦を目的に、サービス部会主催のバスハイクを10月3日(月)に開催しました。当日は絶好の行楽日和で35名の参加者で、安心院ワイナリーと湯布院散策してきました。



## 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主さまへ 福岡県と県内市町村からのお知らせです

平成29年度より、個人住民税の「特別徴収」を未実施の事業主の方を対象に特別徴収義務者の指定が徹底されます。「特別徴収」とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、事業主が毎月納付するものです。

### 【特別徴収制度】



特別徴収の**制度**に関するお問い合わせは、福岡県税務課へ(☎092-643-3049)

特別徴収の**手続き**に関するお問い合わせは、各市町村個人住民税担当課へ

平成29年  
春頃より

## すべての事業者個人情報保護が適用されます

自分の会社がお客様や従業員の個人情報を適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

### 個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

- ①個人情報を取得する時のルール
  - ☑個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝わっていますか？
- ②個人情報を利用する時のルール
  - ☑取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？
- ③個人情報を保管する時のルール
  - ☑取得した個人情報を安全に管理していますか？
- ④個人情報を他人に渡す時のルール
  - ☑取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？
- ⑤本人から個人情報の開示を求められた時のルール
  - ☑「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか？

☎お問合せ☎個人情報保護法質問ダイヤル(☎03-6457-9849)

## 11月～12月税理士による税務相談日のお知らせ

相談を希望される方は事前に商工会(☎222-2111)までご連絡ください。

- 11月25日(金) 10:00～16:00
- 12月5日(月) 10:00～16:00
- 12月15日(木) 10:00～16:00
- 12月26日(月) 10:00～16:00



## 11～12月商工会行事予定

確認！

11/25(金)	10:00～19:00	一日公庫
11/29(火)	14:00～	OWAC ビジネスアプリ活用セミナー
12/1(木)	16:15～	特産品開発プロジェクト専門部会
12/5(月)		支部会長と県議会議員との懇談会
12/9(金)	18:00～	北九州地区合同役員研修会
12/15(木)	13:00～	遠賀郡内商工会合同役員研修会
		持続化補助金個別セミナー in 芦屋